

農業を継承した皆様へのお知らせ

地域農業の後継者へ後押しする「経営継承・発展支援事業」についてお知らせいたします。

補助対象者の要件

地域農業の担い手（注）から経営を継承した後継者（第三者も含む）で、以下の要件などを満たしたものの。

- ①令和4年1月1日から応募時までには主宰権の移譲を受けている。
（個人事業の開業・廃業届）
- ②経営発展計画を策定している。（申請時個別で作成予定）
- ③後継者の名義で税務申告等を行っている。
- ④青色申告者である。
- ⑤家族経営協定を締結している（後継者が家族農業経営の場合）など。

（注）地域農業の担い手とは、以下をいいます。

- (1) 実質化された人・農地プランに中心経営体として位置づけられた者。
- (2) 町が地域農業の維持・発展に重要な発展を果たすと認めた認定農業者など。

補助内容

補助上限額：100万円（国と町で最大2分の1ずつ負担）

本事業は国および町の予算の範囲内で採択されます。

取組内容等によりポイントを付与し、全国でポイントの合計値が高い順に採択者が選定されるため、事業要件を満たせば必ず支援が受けられるものではありません。

補助対象経費など

専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費等

申請時にお持ちいただくもの

- ①令和3年分と令和4年分の確定申請書類一式
（主宰権の移譲がわかるもの、例えば個人事業の開業・廃業届出書など）
- ②補助対象経費の見積書
- ③経営発展計画書（経営発展に向けた取組内容、成果目標を記載した計画書）
※申請時に面談しながら作成予定

申請締切

令和5年7月12日（水）まで

お問い合わせ先 TEL 0176-56-4384 農林水産課 蛭名まで

なお、詳細については町のホームページの重要なお知らせ、もしくは裏面のQRコードよりご確認ください。なにか質問があれば、気軽にご相談ください。

補助上限額
100万円

1次募集開始!

令和4年1月1日
以降に経営継承した

後継者の チャレンジを 応援します!

令和5年 5月25日(木) ~ 7月25日(火)



※農業者からの応募受付は市町村が行うため、市町村ごとに期間や方法が異なります

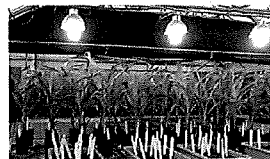
地域農業の担い手から経営を継承した後継者へ、経営発展に向けた取組に必要な経費を100万円上限(国と市町村で2分の1ずつ)で補助します

対象となる取組例

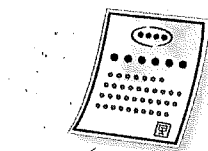
法人化
で経営強化!



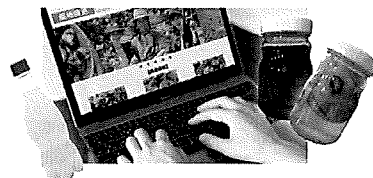
新品種・
新部門導入
で付加価値向上!



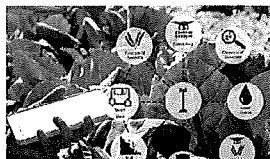
認証取得
で信用力アップ!



販路開拓
で売上アップ!



データ管理の
ソフト導入
で効率化!



機械導入
で業務効率化!



事業対象者

- 令和4年1月1日以降に
先代から経営の主宰権を移している
- 先代が地域農業の中心的な役割を担っていると
市町村が認めている
- 経営継承にあたって
生産基盤や経営規模が縮小していない
- 青色申告をしている
- 家族経営協定を締結している
(家族経営の場合)
- 経営継承以前に農業経営を主宰
したことがない



取組にチャレンジしたい方は

お近くの市町村農政担当課へ
ご連絡ください

お問い合わせ先

経営継承・発展等支援事業補助金事務局
一般社団法人 全国農業会議所

電話 03-6910-1124 [受付時間 平日 9:30-17:00]

メール keieikeisyu@nca.or.jp

特設サイト <https://keisyu-hatten.maff.go.jp>

